

2

逮 捕 状 (通常逮捕)	
被 疑 者 の 氏 名	相 嶋 静 夫
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 逮 捕 を 許 可 す る 罪 名 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり
有 効 期 間	令 和 2 年 3 月 17 日 まで
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。 令 和 2 年 3 月 10 日 東京簡易裁判所 裁 判 官 岡 野 清 二	
逮捕者の官公職氏名印	警視庁公安部外事第一課 司法警察員警部補 [REDACTED]
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 2 年 3 月 11 日 午後 2 時 40 分 警視庁公安部外事第一課 で逮捕
引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 2 年 3 月 11 日 午後 2 時 43 分 警視庁公安部外事第一課
記 名 押 印	警視庁公安部外事第一課 司法警察員警部補 [REDACTED]
送致する手続をした 年 月 日 時	令 和 2 年 3 月 12 日 午前 8 時 20 分
記 名 押 印	警視庁公安部外事第一課 司法警察員警部補 [REDACTED]
送致を受けた年月日時	令 和 2 年 3 月 12 日 午前 9 時 50 分
記 名 押 印	東京地方検察庁 検察事務官 [REDACTED]

注意 本逮捕の際、同時に現場において捜索、差押え又は検証をすることができるが、被疑者の名誉を尊重し、かつ、なるべく他人に迷惑を及ぼさぬように注意を要する。

なおこの令状によって逮捕された被疑者は、弁護人を選任することができる。